

PCB廃棄物及びPCB使用製品を期限内に処分してください

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、電気機器用の絶縁油として照明器具や変圧器等に使用されたものであり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定められた期間内に処分を委託しなければなりません。高濃度PCB廃棄物は、唯一の処理事業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)が設置している全国5箇所の処理施設でのみ処理することが可能であり、廃棄物の種類ごとに処理施設や処分期間が異なります。低濃度PCB廃棄物は、国が認定する無害化処理認定事業者か一部自治体が許可する特別管理廃棄物処分業者(廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物)で処理できます。



図1 トランス



図2 コンデンサー

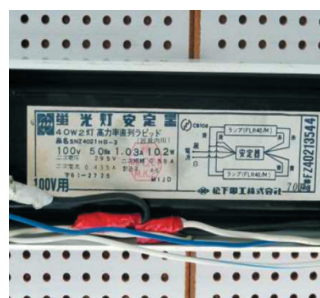


図3 安定器

表1 岐阜県の処分期間及び処理施設先

濃度区分	種類	処分期間	処理施設
高濃度	安定器、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、その他の汚染物	2021年 3月31日まで	JESCO北九州
	トランス、コンデンサー、廃油、保管容器が廃棄物となったもの	2022年 3月31日まで	JESCO豊田
低濃度	PCB濃度が5000mg/kg以下のもの、微量PCB汚染廃電気機器等	2027年 3月31日まで	無害化処理認定事業者

平成30年7月5日に安定器・汚染物等の処分期間が残り1000日となったことを受け、岐阜県では、一層PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進に取り組んでいるところです。特に平成27年度からポリ塩化ビフェニルの大規模調査を実施し、平成29年度は、現地訪問も含めたフォローアップ調査を実施するなど、自家用電気工作物を含有する事業者への調査を継続して行っております。また、同じく平成29年度末からPCBを使用した安定器の調査を改めて開始しており、こちらの調査も継続しております。

これらの調査(いわゆる掘り起こし調査)を実施することで、今まで県で把握できていなかったPCB廃棄物保管事業者又はPCB使用製品所有事業者が明らかになってきております。更にPCB廃棄物の処理に関する幅広い周知を行うため、電気機器、医療、旅館、不動産、工業、商工等の様々な業界団体に御出席いただき、「岐阜県PCB処理推進連絡会」を開催し、PCBに関する情報共有を行っております。こうした施策を柱として、県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品の日も早い処理に向けて取り組んでいきます。

PCB廃棄物の処理は、事業者の皆様方の協力なくして遂行できません。PCB廃棄物は、処理せずそのまま放置していると罰則の対象になり、処分期間を超過して見つかった場合は、実質的に処理することができなくなることがあります。事業者の皆様におかれましては、PCB廃棄物等の処理に関する施策に御理解をいただくとともに、調査及び周知等へ御協力いただきますようお願いいたします。

表2 岐阜県(岐阜市を除く)のPCB廃棄物の処理及び保管状況

(平成29年3月31日時点)

種 類	事業所数	処理数	保管量
トランス類	160	173台	537台
コンデンサー類	286	3,750台	4,100台
柱上トランス	8	3,171台	26,686台
安定器	251	8,872台	52,294台
PCBを含む油	32	173,306kg	10,744kg
感圧複写紙	2	0kg	154kg
ウエス	34	9,086kg	6,357kg
その他の機器等	352	6,201台	2,667台
	13	19kg	14,612kg
汚泥	4	3,377kg	297kg
その他PCB汚染物	55	4,294kg	75,662kg

表3 年度別の保管量の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
トランス保管量(台)	500	489	503	518	535	552	580	537
コンデンサ保管量(台)	9,510	9,211	9,415	9,811	9,309	5,010	4,343	4,100
安定器保管量(台)	57,838	53,754	53,921	54,583	55,004	59,131	55,962	52,294

(連絡先)

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 電話 058-272-8217